

国民年金について

年金手続きについてシリーズの三

●年金番号はあなたの名前です

あなたの将来の生活の保障の役目を果たすものですから手続きは、あなたを守るものです。特に次の点について確認して下さい。

イ、年金手帳は山梨県についてはオレンジ色の手帳に統一されておらずにお手許にあるはずですが、このオレンジ色の手帳があれば三制度（厚生年金・国民年金・船員保険）共通ですので、手帳は常に一冊あればよいことになっていきます。

ハ、もし、あなたに二つ以上の手帳（もしくは証書）がある場合には、重複手続きをし必ず手帳を一つにしてください。

— あなた自身のために手続きをどうぞお忘れなく —

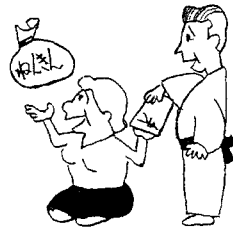
国民年金を受けるには「裁定請求」を

国民年金は、受け取る資格があっても、ご本人から裁定の請求がないと支給されません。そこで、年金を受けられると思う人は、必ず住所地の市役所に「裁定請求書」を提出してください。この請求書には、手帳が必要です。



八月は福祉年金証書の提出を、八月は福祉年金の受給者が、年金証書を市役所に提出する月です。福祉年金は、一定の額以上の所得があったり、他の年金を受けていたりすると、支給を停止されることとなります。この調査のため、毎年一回「所得状況届」を提出してもらい、あわせて、他に恩給や年金を受けている方は申し出てもらうことになっています。この手続きをする事によって、八月からの向う一年間の福祉年金が受けられるかがきまります。もし福祉年金証書の提出がおくれますと、十一月支給分の福祉年金が受けられないことにもなりかねません。八月分の福祉年金を受けとったら、すぐに市役所に証書を提出しましょう。

国保の届出を忘れずに!!



職場の健康保険に加入している本人とその家族及び国保組合（医師国保など）に加入している人以外は、みんな国保に加入しなければなりません。加入は世帯ごとに行ない、一世帯一枚の被保険者証が交付されますが、家族一人一人がみんな被保険者です。世帯主は加入や脱退など、いろいろの届出をしたり、国保税を納めたりする責任があります。

◆国保に加入する日
◆脱退する日

①勤務先の健康保険をやめた

そのほか		国保をやめるとき		国保に入るとき		区分
高額療養費の支給をうけるとき	療養費の支給をうけるときのとき	世帯主や氏名が変わったとき	市内で住所が変わったとき	転入してきたとき	勤務先の健康保険をやめたとき	異動の別
印かん、保険証、医師の領取書（該当者には通知します）	印かん、看護料やコレラツト代の領取書	印かん、保険証	印かん、保険証	印かん、保険証	印かん、職場等の健康保険をやめた証明書	用意するもの
	印かん	印かん、保険証	印かん、保険証	印かん、保護廃止通知書	印かん、母子手帳、保険証	
	印かん	印かん、保険証	印かん、保険証	印かん、保護廃止通知書	印かん、保護廃止通知書	
	印かん	印かん、保険証	印かん、保険証	印かん、保護廃止通知書	印かん、保護廃止通知書	
	印かん	印かん、保険証	印かん、保険証	印かん、保護廃止通知書	印かん、保護廃止通知書	
	印かん	印かん、保険証	印かん、保険証	印かん、保護廃止通知書	印かん、保護廃止通知書	
	印かん	印かん、保険証	印かん、保険証	印かん、保護廃止通知書	印かん、保護廃止通知書	
	印かん	印かん、保険証	印かん、保険証	印かん、保護廃止通知書	印かん、保護廃止通知書	
	印かん	印かん、保険証	印かん、保険証	印かん、保護廃止通知書	印かん、保護廃止通知書	

- ①勤務先の健康保険に入った日の翌日
- ②他の市町村へ転出した日の翌日
- ③死亡した日の翌日
- ④生活保護を受けはじめた日
- ⑤生活保護を受けなくなった日
- ⑥現在、国保診療をうけている人がその資格を失った時は、新たに取得した社会保険証を病（医）院の窓口へ提出する必要があります。この手続きを忘れずと医療費の国保で負担した分（七割の額）をその世帯から返納してもらうことになり、医療費の全額を個人負担しなければならぬ場合があります。（二年以内だと社会保険に請求することはできませんが）これをふせぐには社会保険などに加入したときはすぐに国保の脱退手続きをし、国民健康保険証を国保（市）へ返すことが大切です。

